

「キャッシュレス推進検討会」について

令和 7 年 1 0 月

経済産業省

1. 背景・趣旨

- 政府は、キャッシュレス・ビジョン（平成 3 0 年 4 月 1 1 日 キャッシュレス検討会策定）において、2 0 2 5 年までにキャッシュレス決済比率 4 割を達成することとしてきたが、2 0 2 4 年にキャッシュレス決済比率が 4 2. 8 %に達し、目標を達成したところ。
- キャッシュレス決済の導入は、消費者の利便性向上、店舗の効率化等につながる重要な取組であり、普及が順調に進んできている一方で、導入による様々な課題も顕在化してきている。
- このような状況を踏まえ、本検討会では、更なるキャッシュレス推進のため、2 0 2 6 年以降の中間目標を設定するとともに、目標達成に向けた課題及び取組の方向性について、業界関係者、有識者と検討を行う。

2. 議事の取扱い

- 本検討会の議事は、要旨を原則公開する。要旨は、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、委員の確認を受けた上で、経済産業省のホームページにて公開する。
- 配布資料は、発表者の了解の取れたものについては、経済産業省のホームページにて原則公開する。
- 本検討会の構成員は、資料 3 のとおりとし、委員の互選により座長を決定する。ただし、事務局が必要であると認めるときは、構成員を追加することや、その他の関係者の出席を求めることができる。

3. 事務について

- 本検討会の事務は、関係部局等の協力を得て、経済産業省 商務・サービスグループ 商取引・消費経済政策課において行う。

4. スケジュール

- 令和 7 年 1 0 月以降全 3 回程度開催し、年内にとりまとめを行う。